

新潟市立高等学校条例及び新潟市立中等教育学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 2 月 2 9 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第 3 号

新潟市立高等学校条例及び新潟市立中等教育学校条例の一部を改正する条例
(新潟市立高等学校条例の一部改正)

第 1 条 新潟市立高等学校条例(昭和 3 9 年新潟市条例第 3 0 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 5 項中「納付義務者(授業料を納付すべき新潟市立高等学校の生徒をいう。以下同じ。)」を「新潟市立高等学校の生徒」に、「いたらない」を「到来しない」に改める。

第 9 条を次のように改める。

(授業料等の免除)

第 9 条 市長は、特別の事情のある生徒及び新潟市立高等学校の入学の願い出をしようとする者で、授業料、入学料又は入学検査料(以下この条において「授業料等」という。)を納めることが困難な理由のある者その他特に必要と認める者については、授業料等の全部又は一部を免除することができる。

第 1 0 条第 1 項中「聴講料」の次に「(以下この条において「入学検査料等」という。)」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次のいずれかに該当する入学検査料等の全部又は一部を還付する。

第 1 0 条第 1 項に次の各号を加える。

- (1) 生徒が新潟市立高等学校を退学し、転学し、又は休学した場合における当該退学し、転学し、又は休学した日の属する月の翌月以後の授業料
- (2) 市長が特別の理由があると認める場合の入学検査料

(新潟市立中等教育学校条例の一部改正)

第2条 新潟市立中等教育学校条例(平成20年新潟市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

(授業料等の免除)

第8条 市長は、特別の事情のある新潟市立中等教育学校の生徒及び新潟市立中等教育学校の入学検査を受けようとする者で、授業料、進級料若しくは入学料又は入学検査料(以下この条において「授業料等」という。)を納めることが困難な理由のある者その他特に必要と認める者については、授業料等の全部又は一部を免除することができる。

第9条第1項本文中「授業料」の次に「(以下この条において「入学検査料等」という。)」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次のいずれかに該当する入学検査料等の全部又は一部を還付する。

第9条第1項に次の各号を加える。

- (1) 生徒が新潟市立中等教育学校の後期課程を退学し、転学し、又は休学した場合における当該退学し、転学し、又は休学した日の属する月の翌月以後の授業料
- (2) 市長が特別の理由があると認める場合の入学検査料

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の第9条及び第10条第1項の規定は、令和6年1月1日以後に行われる入学者選抜に係る入学検査料について適用するものとする。